

令和2年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和2年12月8日(火)

東洋町議会

余 白

令和2年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和2年12月8日(火) 午前9時00分宣告

出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君
2番 高畠 俊彦 君 3番 小松 熙 君
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 松延 宏幸 君
副町長 長崎 正仁 君
教育長 蛭子 浩久 君
会計管理者 生松 克祐 君
総務課長 大坪 靖幸 君
税務課長 近藤 真人 君
住民課長 小池 昭平 君
産業建設課長 伊吹 真貴博 君
教育次長 北川 晃彦 君
地域包括支援
センター事務局長 田岡 いずみ 君
代表監査委員 弘田 賀帆 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 築地 仲音
事務局書記 金山 志帆

議事日程 別紙のとおり

議事のでんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 8番 福島 登 君 2番 高畠 俊彦 君

令和2年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和2年12月8日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第45号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- [日程第4] 議案第46号 令和2年度東洋町一般会計補正予算(第4号)を定めることについて
- [日程第5] 議案第47号 令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第6] 議案第48号 令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第7] 議案第49号 令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症等の予防のため、東洋町議会では、皆さまにはマスクの着用と手のアルコール消毒をお願いしております。

ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

発言者についてもマスクを着用することといたします。

マスク着用については、十分気を付けてください。

これより、令和2年第4回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか議案として条例1件、補正予算4件の計5件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和2年8月から10月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和2年11月実施の定期監査の報告が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣2件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

町長

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入るに先立ちまして、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、師走を迎え何かとご多忙のところ、全員のご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

今議会への提出案件でございますが、人事院勧告に基づきます人件費の減額補正など、補正予算案4件、条例の改正案1件、併せて5件の議案を提案させていただきます。

適切にご審議とご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

昨年は、台風15号や19号により関東地方では甚大な被災状況がございましたが、本年では7月の記録的な豪雨など熊本県を中心に全国の広い範囲で多くの人命や財産が失われるなど、甚大な被害をもたらしております。

自然災害が、全国各地で毎年のように発生をしております。

令和2年度に終了する防災、減災、国土強靱化のための3か年緊急対策につきましては、激甚化、広域化する自然災害に対応するため、さらに5か年の延長と拡充を全国町村会といたしましても強く要望してきたところでございます。

また、本年は新型コロナウイルス感染症の拡大が国民生活及び経済活動に甚大な影響をもたらしているところでありまして、本県も現在第三波の余波を受けまして、安芸福祉保健所管内におき

ましても発症事例が報告される事態となっております。

国におきましては、新型コロナ対策を最優先課題に掲げ、感染拡大防止と経済再生に向けた各般の施策を講じていただいているところでございますが、国土強靱化に向け、公共事業費を含めた第三次補正予算が検討されております。

15か月予算とする補正予算と当初予算の編成方針が、12月中に閣議決定される予定となっております。

また、令和3年3月末で期限を迎えます現行の過疎対策特別措置法につきましては、新たな過疎対策法が制定される見込みとなっております。

日本国全体が人口減少社会に転じる中、過疎地域である本町におきましても税源に乏しく、財政基盤が脆弱であり、極めて厳しい財政運営を余儀なくされてきたところであります。

これまでには、過疎対策事業の活用により生活環境の整備や産業振興など主要な事業に最大限に活用してまいりました。

今後も中長期的な視点に立って、継続して取り組むことができるよう、新たな過疎法の制定に強く期待を寄せているところでございます。

ふるさと納税についてでございますが、令和2年9月1日に返礼割合などの見直しを実施してまいりました本町のふるさと納税につきましては、11月末日現在の寄付額でございますが、6111万5750円、申込み件数では、6882件、前年同期と比較いたしまして16.4パーセントの増、件数では弱冠の1.8パーセント増となっております。

見直しの影響につきましては、現在のところ大きな影響や変化はないものと考えているところでございます。

続きまして安芸広域租税債権管理機構の執行状況について、ご報告申し上げます。令和2年11月末日現在でございますが、引受金額は約1億7086万円（正：1億7986万円）でございます。収納額は6846万円となっております。引受件数176件のうち完納件数は47件となっております。東洋町分でございますけれども、私債権を含め引受件数23件中完納件数は7件となっております。収納額は約1002万円、収納率は17.2パーセントとなっております。

年度末に向けまして徴収の強化に努めているところでございます。

四国8の字ネットワークについてでございますが、四国8の字ネットワークを形成する高知東部自動車道の高知南国道路、高知JCTから高知南IC間の6.2キロメートル区間が、令和2年度内の開通予定となっております。

また、本年度に阿南安芸自動車道の一部野根から安倉道路の8.5キロメートルが、国の直轄権限代行により新規事業化をされまして、8月には設計に必要な測量、調査等の地元説明会が開催をされております。海陽町から野根間の海部野根道路につきましては、11月に3日間の日程で設計協議の説明会が開催をされました。

また12月5日には、阿南安芸自動車道の一部となります国道493号の小島トンネル、913メートルでございますけれども、小島トンネルの開通式典が行われております。

このように高知県東部におきましても整備促進に向けまして、着実に事業が推進されているところでございます。

なお、11月22日には阿南安芸自動車道整備促進期成同盟会

として、12団体の参加でございましたけれども、直接、赤羽国土交通大臣に早期整備に向けての道路予算の確保など要望活動を実施いたしております。

コロナ禍の情勢となっておりますが、今後も国土強靱化への取組と同時に道路網の整備に各団体と連携して取り組んでまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、毎年12月議会では、翌年1月早々から、多くの諸行事が控えておりますとの挨拶をしてまいりましたけれども、1月3日の成人式につきましては簡素化して挙行いたしたいと思っております。

1月5日の消防出初め式につきましては中止の判断をしているところでございます。

新型コロナの終息が見えない中、皆様におかれましては、冷静な判断と行動をお願い申し上げますとともに、年末年始、ご自愛くださりますようご祈念を申し上げます、簡単でございますけれども12月定例会の開会の挨拶といたします。

(西岡 尚宏議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、8番、福島登君並びに2番、高島俊彦君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

議長

<p>議会運営委員会委員長</p> <p>議長</p>	<p>高畠議会運営委員長。</p> <p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さま、おはようございます。</p> <p>令和2年第4回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>12月4日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日8日から12月11日金曜日までの4日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日8日の本会議散会後から委員会及び議案審査のための休会、11日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策として、6月定例会より運用しているとおり時間短縮をし、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人30分以内、答弁者も30分以内とする。</p> <p>次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を1人20分間とする。</p> <p>また、執行部の答弁時間も20分間とする。</p> <p>なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により反問権を行使することができる。</p> <p>また、反問権も制限時間に含めることとする。</p> <p>一般質問の通告期限は、本日8日午後5時まで。</p> <p>議案質疑の通告期限は、明日9日水曜日正午までとする。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p>
-----------------------------	--

議会運営委員長の報告が終わりました。

ここでお諮りいたします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月11日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月11日までの4日間と決定いたしました。

日程第3、議案第45号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件から、日程第7、議案第49号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについてまでの5件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第45号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し

町長

におきまして、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われることに伴いまして、国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないように軽減判定基準の基礎控除額を引き上げるために、本町の国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては税務課長が説明をいたします。

議案第46号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ6648万円を追加をいたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ43億240万5千円とするものでございます。

歳入では地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、町債などを計上いたしております。

歳出では、人事院勧告などに伴います人件費を減額いたしまして、廃止路線代替バス運行費補助金、東洋町がんばる農業支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制システム改修委託、体育館非構造部材改修工事などを計上をいたしております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第47号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ3745万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1580万3千円とするものでございます。

歳入では国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金を計上いたしております。

歳出では職員の人件費、施設介護サービス等諸費、地域密着型介護サービス給付費などを計上いたしております。

なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第48号でございます。

令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ91万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4975万2千円とするものでございます。

歳入では繰越金、国庫支出金を計上をいたしております。

歳出では高齢者医療制度システム改修費を計上をいたしております。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

続きまして議案第49号でございます。

令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年12月8日提出でございます。

<p>議長</p>	<p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ176万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6318万6千円とするものでございます。</p> <p>歳入では繰越金、繰入金などを計上いたしております。</p> <p>歳出では海の駅事業費などを計上いたしております。</p> <p>なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>近藤税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(近藤 真人税務課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第45号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、平成30年度の税制改正により令和3年1月1日から施行される個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の負担水準に関して不利益等が生じないように本町の国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。</p> <p>改正条文は、議案関係資料の1ページからとなっております。</p> <p>新旧対照表は、1ページからとなっております。</p> <p>主な改正内容について、新旧対照表によりご説明いたします。</p> <p>まず、1ページから7ページにかけてでございます。</p> <p>第23条では、国保税の軽減措置の判定基準となる金額の見直しをしております。</p> <p>個人所得課税の見直しで給与所得控除額と公的年金等控除額</p>

が一律10万円引き下げられ、基礎控除額が10万円引き上げられることによって、国保税の軽減判定所得が増額となることから軽減基準額の基礎控除額33万円を43万円に引き上げる改正をしております。

また、被保険者のうち一定額以上の所得がある給与所得者と年金所得者が2人以上いる世帯は、個人所得課税見直し後において国保税の軽減措置に該当しにくくなることから、その給与所得者等の数から1を引いた数に10万円を掛けた額を軽減基準額に加える改正をしております。

次に、8ページでございます。

附則第2項では、公的年金等所得に係る国民健康保険税の課税の特例について、読み替え規定を改正しております。

以上が、国民健康保険税条例の改正内容となっております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

(西岡 尚宏議長)

大坪総務課長。

総務課長

(大坪 靖幸総務課長)

おはようございます。

それでは、私から議案第46号、令和2年度東洋町一般会計補正予算第4号を定めることについてご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ6648万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億240万5千円とするものでございます。

<p>議長</p>	<p>3ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長) 田岡地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(田岡 いずみ地域包括支援センター事務局長) 私の方から、議案第47号、令和2年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについてご説明いたします。 今回の補正は、歳入歳出それぞれ3745万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億1580万3千円とするもので、歳入では保険給付費等の追加分の受入れなど、歳出では介護サービス費等給付に基づき各サービス費を追加するものなどとなっております。 予算書の2ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)</p>
<p>議長</p> <p>住民課長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) 小池住民課長。</p> <p>(小池 昭平住民課長) それでは、私の方から議案第48号、令和2年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてご説明申し上げます。 予算書の1ページをお開きください。 今回の補正案では歳入歳出それぞれ91万5千円を追加し、予</p>

議長	<p>算総額を歳入歳出それぞれ4975万2千円とするものでございます。</p> <p>次に、2ページをお願いします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、私の方から議案第49号、令和2年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第2号につきまして、ご説明をいたします。</p> <p>歳入歳出それぞれ176万1千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6318万6千円とするものでございます。</p> <p>予算書の6ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ここで、最初の議案第45号の東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ですが、その新旧対照表の2ページにちよつと不備がありましたので、近藤税務課長が説明をいたします。</p> <p>近藤税務課長。</p>
税務課長	<p>(近藤 真人税務課長)</p> <p>資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>新旧対照表の2ページでございます。</p>

	<p>2 ページの右側、下線部の下から 3 行目から 2 行目にかけての 4 万円とありますが、これを 4 3 万円に訂正をお願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>皆さん、分かりましたか。</p>
税務課長	<p>(近藤 真人税務課長)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>以上で、一括議題とした提出案件の説明が全て終了いたしました。</p> <p>ここでお諮りいたします。</p> <p>冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、11日午前9時から再開したいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしとの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>本日は、これにて散会します。</p> <p>次回の議会放送は、11日午前9時から放送します。</p> <p>これにて議会放送を終了いたします。</p> <p>どうもお疲れさまでございました。</p> <p>(散会時間：9時57分)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員